サイバーセキュリティ協議会について

概要

・サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律に基づき、平成31年４月にサイバーセキュリティ協議会が組織され、同年５月下旬から情報共有活動が開始されている。

・本協議会は、国の行政機関、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等、官民の多様な主体が相互に連携し、より早期の段階で、サイバーセキュリティの確保に資する情報を迅速に共有することにより、サイバー攻撃による被害を予防し、また、被害の拡大を防ぐことなどを目的としている。

サイバーセキュリティ協議会

事務局（NISC･政令指定法人JPCERT/CC）

✓積極的な情報提供に能力と意欲を有する者をタスクフォースとしてグループ化

タスクフォースにおいて作出された対策情報等を迅速に共有

国の行政機関	地方公共団体	重要インフラ事業者	サイバー関連事業者（セキュリティ事業者･システム関連事業者等）	教育研究機関
対策実施	対策実施	対策実施	対策実施	対策実施

サイバーセキュリティの確保の促進

国民の安心･安全の確保、経済社会の活力向上等に寄与

タスクフォース（第一類構成員･第二類構成員）

✓未確定の情報を相互にフィードバックを行い、速やかに対策情報等を作出
✓活動の中核となる第一類構成員は、主に専門機関･セキュリティベンダ等から構成
✓第二類構成員は第一類構成員に対して主にフィードバックを積極的に行う

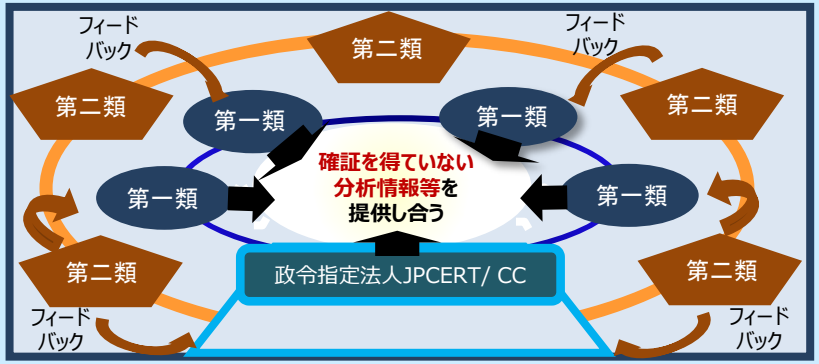

協議会の取組状況

○平成31年
　４月１日：サイバーセキュリティ協議会を組織（平成30年12月改正サイバーセキュリティ基本法施行）
○令和元年
　５月17日：第一期の構成員を決定（全91者）
　５月 下旬：協議会における情報共有活動を開始
　10月24日：第二期の構成員を決定→第一期構成員を含め全155者
○令和２年
　６月 ５日：第三期の構成員を決定→第一期及び第二期構成員を含め全225者
○令和３年
　３月26日：第四期の構成員を決定→第一期～第三期構成員を含め全266者
○令和４年
　４月１日：第五期の構成員を決定→第一期～第四期構成員を含め全303者
○令和５年
　３月８日：「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」の公表
　４月28日：第六期構成員を決定→第一期～第五期構成員を含め全315者
○令和６年
　６月13日：第七期構成員を決定→第一期～第六期構成員を含め全322者